プロテクションの提供	$\frac{15}{(1+14\times A)\times(1+14\times D)}$

（注1）　Aは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

（注2）　Dは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ　イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの　一

ニ　イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの　マイナス一

七　第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14　第六項の算式中$\mathrm{AddOn}^{(\mathrm{Equity})}$は、次に掲げるところに従い、算出する。

一　算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\mathrm{AddOn}^{(\mathrm{Equity})}=\left[\left(\sum_{k}\rho_{k}^{(\mathrm{Equity})}\times\mathrm{AddOn}\left(\mathrm{Equity}_{k}\right)\right)^{2}+\sum_{k}\left(1-\left(\rho_{k}^{(\mathrm{Equity})}\right)^{2}\right)\times\left(\mathrm{AddOn}\left(\mathrm{Equity}_{k}\right)\right)^{2}\right]^{\frac{1}{2}}$$

$\mathrm{AddOn}(\mathrm{Equity}_{k})$は、$\mathrm{Equity}_{k}$を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity_{k}は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_{k}^{(\mathrm{Equity})}$は、$\mathrm{Equity}_{k}$に係る相関係数

二　前号の算式中$\mathrm{AddOn}\left(\mathrm{Equity}_{k}\right)$は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目（パーセント）
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	十六